

西川町広報紙「NETWORKにしかわ」広告掲載要領

(令和5年3月29日西政第238号)

(趣旨)

第1条 この要領は、西川町広告掲載要綱(令和5年3月町告示第13号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、町が発行する広報紙「NETWORKにしかわ」に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の規格及び掲載枠等)

第3条 広告の規格、掲載枠及び色は、次のとおりとする。

(1) 1枠 縦50mm×横85mm以内 1色刷り又は2色刷り(黒、白及び町が指定する色に限る。)

(2) 2枠 縦50mm×横175mm以内 1色刷り又は2色刷り(黒、白及び町が指定する色に限る。)

2 広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。

(掲載単位)

第4条 掲載単位は、1回とし、連続する掲載回数は、同一年度内において最大12回、12枠とする。ただし、当町ホームページに掲載している広報紙については、この限りでない。

(広告掲載の範囲)

第5条 要綱第3条第17号に定める町長が不相当と認めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 切り取って使用するもの

(2) その他つなく課において不相当と認めるもの

(広告料)

第6条 広告料は、広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合、1枠・1回10,000円、それ以外の場合、1枠・1回12,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、原則として同一原稿で連続掲載の申し込みの場合は、別表1のとおりとする。

3 広告料は、掲載の決定後、町長が指定する期日までに、一括納付するものとする。

(掲載の位置等)

第7条 広告の掲載位置及び掲載数は、表紙を除く部分で町長が定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 町長は、町が発行及び管理する広報媒体(要綱第2条に規定する広告媒体をいう。)により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の手続)

第9条 広告を希望する者は、要綱第8条の規定により、随時、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、つなく課の審査を経て、広告掲載の適否を決定し、速やかに申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の決定を受けた者は、町長が別に指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿等を原則として電子媒体により提出するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表1

	要綱第14条に規定する団体	広告主が町内に住所 又は 主たる事務所がある 場合		左記以外	
		1枠/回	2枠/回	1枠/ 回	2枠/ 回
1回以上～3回未 満	減免	10,000円	20,000円	12,000 円	24,000 円
3回以上～6回未 満	原則として、1回単位での申し込み とする。	9,500円	19,000円	11,500 円	23,000 円
6回以上～12回 まで	原則として、1回単位での申し込み とする。	9,000円	18,000円	11,000 円	22,000 円

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。